

## ホッカンホールディングス人権方針

私たちホッカンホールディングスグループは、経営理念の中で、「社会から必要とされる製品を提供していくこと」を自社の使命として掲げるとともに、サステナビリティ基本方針において、環境・社会と調和する持続可能な成長を実践するために、事業活動において直接的・間接的にかかわる様々な社会課題の解決に向けて積極的に取り組むことを表明しています。

これらの取り組みを実践していくためには、私たちの企業活動に関わるすべての人々の基本的人権が尊重されなければならないと考え、今般、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「ホッカンホールディングス人権方針」（以下「本方針」といいます）を制定しました。

ホッカンホールディングスグループでは、本方針に基づいて、ビジネスパートナーやステークホルダーと協働しながら、人権を尊重した経営を実践していきます。

### 1. 本方針の位置付け

本方針を、ホッカンホールディングスグループの人権尊重の取り組みに関するすべての規定・規範の上位方針として位置付けます。

### 2. 適用範囲

本方針は、ホッカンホールディングスグループのすべての役員及び従業員（パートタイマー・契約社員・派遣社員を含む）に適用します。

サプライヤー、物流業者、請負業者等を含むすべてのビジネスパートナーに対して、本方針の遵守を期待します。特に直接取引を行う一次のサプライヤーに対しては、二次以降のサプライヤーに対しても本方針を理解し、遵守するよう働きかけることを期待します。

### 3. 国際的に認められた人権の尊重

私たちは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく取り組みを推進するとともに、次の国際的に認められた人権基準を尊重します。

- ・国連「国際人権章典」<sup>\*1</sup>
- ・国際労働機関（ILO）「労働に関する基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」<sup>\*2</sup>

<sup>\*1</sup> 「世界人権宣言」と「国際人権規約」（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」）の総称。

<sup>\*2</sup> 1998年の国際労働機関（ILO）総会で採択された宣言。ILOのすべての加盟国が尊重・促進・実現する義務を負うとされる、中核的労働基準（結社の自由及び団体交渉権の承認、強制労働の禁止、児童労働の禁止、雇用及び職業における差別の撤廃）について定めている。

また、事業活動にあたっては、事業を行う国や地域の法規制を遵守するとともに、国際的に認められた人権基準と法規制の間に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権基準を尊重する方法を追求していきます。

#### 4. 労働者の権利

労働者の権利については、ILOの中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権の承認、強制労働の禁止、児童労働の禁止、差別の撤廃）を尊重するとともに、適正賃金の支払いや長時間労働の禁止、労働安全衛生の確保等を通じて、ディーセント・ワーク<sup>3</sup>の実現に向けて取り組んでいきます。人種や肌の色、民族や国籍、性別、性的指向及び障がいの有無等を含む、あらゆる多様性を尊重します。

#### 5. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、事業活動による潜在的、または既に顕在化している人権への負の影響に対して適切に対処するため、負の影響を特定し、その防止・軽減を図る人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施していきます。

#### 6. 是正・救済

私たちの事業活動によって、人権侵害を引き起こした場合、あるいは人権侵害を助長した場合は、ただちに適切な是正措置を講じます。また、取引関係を通じて人権侵害に対する関与が明らかになった場合には、これを軽減するために影響力を行使し、是正に向けて取り組んでいきます。

私たちの事業活動によって影響を受ける人々のために、実効的な苦情処理の仕組みを構築して参ります。

#### 7. 教育・研修

本方針に基づいた取り組みを進めるため、役員・従業員に対して継続的な教育・研修を行っていくとともに、ビジネスパートナーに対しても、対話を通じて人権に関する意識の向上や理解の促進を図っていきます。

#### 8. 協働・対話

私たちは、人権の取り組みにおいてステークホルダーとの協働の重要性を認識し、対話や協議を通じてステークホルダーや社外の有識者等の意見を取り入れながら、人権尊重の取り組みを推進していきます。

---

<sup>3</sup> ILOが提唱する概念で、「働きがいのある人間らしい仕事」とも訳される。権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事を意味しており、その実現は「持続可能な開発目標（SDGs）」にも掲げられている。

9. 情報開示

私たちは、ウェブサイト等を通じて本方針に基づく取り組みの成果や進捗を開示し、あらゆるステークホルダーとの対話を促進します。

本人権方針は、社外の有識者の助言を踏まえて策定を行い、ホッカンホールディングス取締役会の承認を受けて、制定しています。

2021年6月29日

ホッカンホールディングス株式会社  
代表取締役社長

池田 存資